

令和4年度 茨城地方最低賃金審議会

第2回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 次第

令和4年10月17日（月）

1 開 会

2 議 題

(1) 金額調査審議

(2) その他

3 閉 会

令和4年度 茨城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第2回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 資料

令和4年10月17日（月）

- No. 1 専門部会委員名簿（部会長・部会長代理表示） … P 63
- No. 2 令和4年度 電気・精密機械器具等製造業最低賃金改正状況 … P 64

令和4年度年度茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部
品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会委員名簿

茨城労働局

区分	氏名 (ふりがな)	現職
公益代表	○ いで こうや 井出 晃哉	井出法律事務所長（弁護士）
	すがの まさこ 菅野 雅子	茨城キリスト教大学経営学部講師
	◎ ほそや あけみ 細谷 あけみ	株式会社茨城新聞社地域連携室長
労働者代表	あべ けいじ 阿部 敬二	日立ビルシステム労働組合 水戸支部執行委員長
	あみしろ まさつぐ 網代 優次	ルネサスグループ労働組合連合会 那珂地区支部長
	☆ こさか ゆうじ 小坂 祐之	電機連合茨城地方協議会事務局長
使用者代表	いそざき ひろや 磯崎 寛也	茨城電機工業株式会社代表取締役社長
	せき たけし 関 武志	茨城県中小企業団体中央会専務理事
	☆ みずいで ひろし 水出 浩司	株式会社日立製作所エネルギービジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。
◎は部会長、○は部会長代理、☆は労使リーダーを示します。

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	結審日	備考	令第6条 5項適用
神奈川	A	(890)			-		(申し出なし)	
埼玉	A	981	1013	32		10/3		
千葉	A	981	1013	32		10/5		
大阪	A	994						
愛知	A	(901)			-		(必要性なし)	
東京	A	(829)			-		(申し出なし)	
京都	B	957						
静岡	B	939	964	25		10/7		
滋賀	B	939					精密機械を含む	
栃木	B	940						
山梨	B	934						
三重	B	927						
兵庫	B	930	961	31		10/3		
長野	B	916					精密機械を含む	
茨城	B	932					精密機械を含む	
広島	B	924						
富山	B	879						
福岡	C	947	977	30		10/5		
新潟	C	936						
群馬	C	935						
奈良	C	891						
岐阜	C	907						
香川	C	913						
徳島	C	911						
北海道	C	924	955	31		9/30		
山口	C	921						
石川	C	896						
岡山	C	904						
福井	C	(857)			-		(必要性なし)	
宮城	C	890	919	29		10/12		
愛媛	D	921						
山形	D	872						
福島	D	856						
佐賀	D	867						
秋田	D	861						
青森	D	859	888	29		9/28		
長崎	D	864						
鳥取	D	825						
大分	D	864						
熊本	D	863	896	33		10/5		
岩手	D	847						
島根	D	853						
鹿児島	D	842						
宮崎	D	831						

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	結審日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	990						
千葉	A	(887)			-		(必要性なし)	
愛知	A	(875)			-		(必要性なし)	
兵庫	B	931						
栃木	B	940						
福島	D	889						
岩手	D	856						